

亀山市公告第91号

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第2項の規定により適用する同法第6条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により次のとおり公告する。

令和4年10月24日

亀山市長 櫻井 義之

1 予防接種の種類及び対象者の範囲

種類	対象者
新型コロナウイルス感染症	予防接種を受けようとする日において生後6月以上の者

新型コロナウイルス感染症の予防接種は、対象者が自らの意思で当該予防接種を希望していることが認められる場合に限り行うことができる。なお、対象者の意思の確認が容易でない場合は、家族又はかかりつけ医の協力を得て、その意思を確認するものとする。

2 予防接種を行う期間及び場所

期間	場所		
	施設名	所在地	電話番号
令和4年11月12日から令和5年3月31日まで	亀山市総合保健福祉センター「あいあい」	亀山市羽若町545番地	0595-84-3311
	亀山市立医療センター	亀山市亀田町466番地1	0595-83-0990

3 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

(1) 予防接種を受けることが適当でない者

- ア 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- イ 明らかな発熱を呈している者
- ウ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- エ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- オ コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）を使用する場合にあっては、新型コロナウイルス感染症に係

る予防接種を受けた後に血栓症（血栓塞栓症を含む。）（血小板減少症を伴うものに限る。）を発症したことがある者及び毛細血管漏出症候群の既往歴のあることが明らかな者

カ アからオまでに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適當な状態にある者

(2) 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者

ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

イ 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

ウ 過去にけいれんの既往のある者

エ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

カ バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

(3) 接種後の注意事項

ア 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意すること。

イ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受けること。

ウ 被接種者又は保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに亀山市健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種室に連絡すること。